

各市町村長からのご意見等に対する回答について

平成25年6月27日

環境省

①基本方針について(その1)

【いただいたご意見】

- 県で処理するとの基本方針は変わらないのか。福島第2原発の敷地や福島県の帰還できない地域など、原発の周辺に持って行くべきではないか。
- 拡散させない観点から各県処理ではなく、国内一ヶ所で処理すべきである。

【対応について】

- 各県で発生している指定廃棄物を他県に持ち込むことは難しく、処理の見通しが立たないことから、茨城県内において最終処分場を1箇所を集約して整備することが適当です。
- 特に福島県内で指定廃棄物を処理するべきとの意見に対しては、地域による帰還の差異はあるものの、現在避難されている多くの方が帰還を望んでいる中、これ以上の負担をさらに強いることは到底理解が得られません。

①基本方針について(その2)

【対応について】

- 市町村長会議における一部市町村長の意見を踏まえ、改めて福島県の意向を確認しましたが、各県で排出された指定廃棄物について、特措法及び基本方針に基づき、その責任において確実に処理すべきとの考えであり、県外からの指定廃棄物の福島県への搬入について福島県が拒否しています。
- また、今後、さらに福島県への集約処理を求めていくことは、福島県や地元市町村との信頼関係を崩壊させ、福島県における廃棄物処理や除染の推進に重大な支障を及ぼすことに加え、福島県の復興にも大きな影響を与えることとなります。
- このため、特措法に基づく基本方針は見直しをせず、茨城県内において指定廃棄物の処理を進めていきますので、皆様にご理解とご協力をお願いいたします。

②選定手順・評価項目・評価基準について(その1)

【いただいたご意見】

- 安全面からみて排除すべき地域として、水源地の上流域及び地震群発地域を加えること。

【対応について】

- 適切な構造の施設を建設することとしつつも、安全な処分に万全を期すため、地滑り、地震、洪水、津波等の自然災害をできるだけ避けることが重要であると認識しています。
- 地震については、活断層が直下にある場合は、構造物に大きな変位を与えることが考えられることから、有識者会議での意見を踏まえ、活断層・推定活断層から300m以内のエリアを除外することとしています。なお、活断層が直下でない限り構造物に大きな変位は与えないと考えられることから、十分な耐震設計を行うことにより対応は可能です。

②選定手順・評価項目・評価基準について(その2)

【対応について】

- 水源について、最終処分場を設置による影響が及ばないように配慮することは、環境省としても極めて重要であると認識しております。
- そのため、今回計画している埋立地は、放射性汚染物質対処特措法の処理基準に基づいて処分するものであり、埋立地は水を一切排出しない遮断型構造とし、十分に安全に配慮したものとすることとしています。
- また、加えて、安心の観点から、水源との近接状況を考慮して候補地選定の評価を行うこととし、候補地と水道用水や農業用水の取水口からの距離で評価を行うこととしています。

③8,000Bq/kg以下となった指定廃棄物の取扱いについて(その1)

【いただいたご意見】

- 指定廃棄物として指定されると減衰して8,000Bq/kg以下となっても除外されないのか。
- 8,000Bq/kg以下に減衰した指定廃棄物の取扱いを検討してほしい。

【対応について】

○いったん指定廃棄物となった廃棄物であっても、その後の放射壊変等により指定要件を満たさない状況(8,000Bq/kg以下)となったものについて、科学的には、廃棄物処理法に基づく従来の方法により安全に処理できるものです。また、指定解除により処理が円滑に進むのであれば公益性が高いと考えられることや、自治体等から指定解除の要請があることを踏まえ、指定廃棄物の指定解除プロセスを検討していきます。

③8,000Bq/kg以下となった指定廃棄物の取扱いについて(その2)

【対応について】

○例えば、指定を受けた者から指定解除の申し出があった場合に以下の要件が満たされれば、指定を解除する等の方法が考えられます。

- ① 解除対象となる指定廃棄物が8,000Bq/kg以下となっていることが確実であること
- ② 指定解除後の廃棄物の処理先の確保を、指定を受けた者が行う旨が確認できること
- ③ 指定を受けた者と指定解除後に当該廃棄物の処理責任を有することとなる者が異なる場合等においては、指定を受けた者が当該廃棄物の処理に係る者からの同意を得ていること

④風評被害について

【いただいたご意見】

- 風評被害について対策を真剣に考えるべき。観光客が減少して風評被害だけではなく実害がでている。安全性をいくら説明してもそれだけでは風評被害をなくすことはできない。

【対応について】

- 風評被害が発生しないようにすることが大事であり、施設の安全性のPRやモニタリング情報の公開等により、風評被害の未然防止に万全を尽くしてまいります。
- 今後、パンフレットの作成、環境省のホームページの充実等を展開してまいります。